

土浦市有機栽培農園事業実施要領

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、農業者以外の人々を対象に土に親しむ機会を与え、有機栽培による野菜作り等の農作業体験を通じて、農業に対する理解を深めるため設置する土浦市有機栽培農園（以下「農園」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(農園の名称等)

第 2 条 農園の名称、位置及び区画数は次のとおりとする。

名 称	位 置	区 画 数
西根農園	土浦市中村西根 1 8 3 3 番地 1	3 0 (1 区画 2 0 m ²)

(農園利用期間)

第 3 条 農園を利用できる期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(農園利用料)

第 4 条 農園の 1 区画当たりの利用料（以下「利用料」という。）は、次のとおりとする。

農園の名称	年 額
西根農園	5, 5 0 0 円

(農園利用者の資格等)

第 5 条 農園を利用できる者は、市内に住所を有する者であって、農業者でないものとし、利用できる区画数は、1 人当たり 1 区画とする。

(農園利用の申込み)

第 6 条 農園を利用しようとする者は、あらかじめ定める期間内に、農業関係機関の職員及び農園の土地所有者で構成する土浦市市民農園協議会（以下「協議会」という。）に対し、入園申込書により利用の申込みをしなければならない。

(農園利用者の継続利用)

第 7 条 現に農園を利用している者が次年度の継続利用を希望する場合は、他者に優先して継続利用することができる。継続利用の申込みについては、前条の規定による。

(農園利用者の決定)

第8条 農園を利用できる者の決定は、第6条の入園の申込みをした者に対して、農園利用決定通知書もしくは農園利用料領収書の交付を以って決定とする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農園を野菜等の農作物(以下「農作物」という。)の有機栽培を行う以外の用途に使用すること。
- (2) 農園内に工作物を設置すること。
- (3) 農園において化学肥料及び化学合成農薬を使用すること。
- (4) 農園内で火気を使用すること。
- (5) 農園を利用者以外の者に貸し出すこと。

(留意事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項に留意して農園を利用しなければならない。

- (1) 利用する区画に接する管理用の通路の雑草を除去し、当該通路やほかの利用者が利用する区画を農作物が侵すなどほかの利用者に迷惑をかけることのないよう努めなければならない。
- (2) 契約期間が終了した時点において、利用していた区画に残存物がある場合は、自己の責任において当該残存物を処分し、協議会に原状回復の確認を受けなければならない。原状回復がなされていない場合は、協議会は利用者に対して原状回復に掛かった費用を請求することができる。
- (3) 農園で栽培する農作物は、自家消費のものに限定すること。
- (4) 農園においては、樹木等の永年性の作物及び複数年にわたって栽培する作物の作付けをしないこと。
- (5) 農園の良好な環境を保全するため、騒音又は悪臭の発生の防止に努めなければならない。
- (6) 農園の利用に係るゴミは、各自持ち帰ること。

(退園の届出)

第11条 退園は、退園届により退園する。年度途中で退園する場合は、前条(2)の規定により原状回復しなければならない。農園利用料の返還はしない。

(農園の管理運営)

第 1 2 条 農園の管理及び運営は，協議会が行うものとする。

2 利用者に対する農作物の栽培のための助言及び指導は，有機栽培指導者及び協議会が行うこととする。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか，農園の運営に必要な事項は，協議会が別に定める

付 則

この要領は，平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

この要領は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は，平成 8 年 4 月 1 日から施行する。